

第一百九十六回 参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第五号

平成三十年六月四日(月曜日)

午後一時開会

委員の異動

五月三十日

辞任

三浦 信祐君

補欠選任
谷合 正明君

六月一日

辞任

石井みどり君

補欠選任
朝日健太郎君

三木 亨君

藤木 真也君

補欠選任
磯崎 哲史君

矢田わか子君

補欠選任
三原じゅん子君

委員長

理事

出席者は左のとおり。

嘉隆君	齊藤
秀哉君	杉尾
大門実紀史君	山添
拓君	片山
福島みづほ君	大介君
常任委員会専門	藤田
事務局側	昌三君
参考人	森 大樹君
弁護士	増田 悅子君
談員協会理事長	山本 健司君
○委員長(三原じゅん子君)	本日の会議に付した案件
○消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	本日は、私のような若輩者にこのような貴重な意見を聞く機会をいたしましたことを、本当に心から感謝申上げます。
○委員長(三原じゅん子君)	ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。
○委員の異動について御報告いたします。	まず、森参考人、増田参考人、山本参考人の順にお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。
○委員長(三原じゅん子君)	御発言いただく際は、その都度委員長の指名を受けてからお願ひいたします。
○委員長(三原じゅん子君)	なお、御発言は、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございます。
○委員長(三原じゅん子君)	それでは、森参考人からお願ひいたします。参考人。
○参考人(森大樹君)	○参考人(森大樹君) 弁護士の森大樹と申します。よろしくお願ひいたします。
○参考人(森大樹君)	本日は、私のような若輩者にこのような貴重な機会をいたしましたことを、本当に心から感謝申上げます。
○参考人(森大樹君)	私は、日頃から、企業側に助言する立場として、消費者と企業をめぐる様々な紛争やトラブル、また契約書や利用規約の作成、改訂などについて関与させていただいております。そこで、そのような企業法務に携わる者の視点から、僭越でございますが、若干の意見を述べさせていただきたいと考えております。
○参考人(森大樹君)	御承知のとおり、我が国には、非常に眞面目に事業活動に取り組んでいるすばらしい企業が多数ござります。そして、事業者に対する規制を強化した場合には、その新しいルール、規範が不明確であれば、眞面目に取り組もうとする企業ほど、あれもやつてはいけないのではないか、これもやつてはいけないのではないかと考えてしまい、結果として不当な委縮効果を与える恐れがござります。
○参考人(森大樹君)	そして、そのような委縮効果は、イノベーションを阻害して、本来であれば消費者に提供できたはずの商品、サービスの提供を妨げる、そういう

秀哉君	齊藤
大門実紀史君	杉尾
拓君	片山
福島みづほ君	大介君
常任委員会専門	藤田
事務局側	昌三君
参考人	森 大樹君
弁護士	増田 悅子君
談員協会理事長	山本 健司君
○委員長(三原じゅん子君)	本日の会議に付した案件
○消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	本日は、私のような若輩者にこのような貴重な意見を聞く機会をいたしましたことを、本当に心から感謝申上げます。
○委員長(三原じゅん子君)	ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。
○委員の異動について御報告いたします。	まず、森参考人、増田参考人、山本参考人の順にお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。
○委員長(三原じゅん子君)	御発言いただく際は、その都度委員長の指名を受けてからお願ひいたします。
○委員長(三原じゅん子君)	なお、御発言は、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございます。
○委員長(三原じゅん子君)	それでは、森参考人からお願ひいたします。参考人。
○参考人(森大樹君)	○参考人(森大樹君) 弁護士の森大樹と申します。よろしくお願ひいたします。
○参考人(森大樹君)	本日は、私のような若輩者にこのような貴重な機会をいたしましたことを、本当に心から感謝申上げます。
○参考人(森大樹君)	私は、日頃から、企業側に助言する立場として、消費者と企業をめぐる様々な紛争やトラブル、また契約書や利用規約の作成、改訂などについて関与させていただいております。そこで、そのような企業法務に携わる者の視点から、僭越でござますが、若干の意見を述べさせていただきたいと考えております。
○参考人(森大樹君)	御承知のとおり、我が国には、非常に眞面目に事業活動に取り組んでいるすばらしい企業が多数ござります。そして、事業者に対する規制を強化した場合には、その新しいルール、規範が不明確であれば、眞面目に取り組もうとする企業ほど、あれもやつてはいけないのではないか、これもやつてはいけないのではないかと考えてしまい、結果として不当な委縮効果を与える恐れがござります。
○参考人(森大樹君)	そして、そのような委縮効果は、イノベーションを阻害して、本来であれば消費者に提供できたはずの商品、サービスの提供を妨げる、そういう

嘉隆君	齊藤
秀哉君	杉尾
大門実紀史君	片山
拓君	大介君
常任委員会専門	藤田
事務局側	昌三君
参考人	森 大樹君
弁護士	増田 悅子君
談員協会理事長	山本 健司君
○委員長(三原じゅん子君)	本日の会議に付した案件
○消費者契約法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	本日は、私のような若輩者にこのような貴重な意見を聞く機会をいたしましたことを、本当に心から感謝申上げます。
○委員長(三原じゅん子君)	ただいまから消費者問題に関する特別委員会を開会いたします。
○委員の異動について御報告いたします。	まず、森参考人、増田参考人、山本参考人の順にお一人十五分以内で御意見をお述べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいただきたいと存じます。
○委員長(三原じゅん子君)	御発言いただく際は、その都度委員長の指名を受けてからお願ひいたします。
○委員長(三原じゅん子君)	なお、御発言は、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のままで結構でございます。
○委員長(三原じゅん子君)	それでは、森参考人からお願ひいたします。参考人。
○参考人(森大樹君)	○参考人(森大樹君) 弁護士の森大樹と申します。よろしくお願ひいたします。
○参考人(森大樹君)	本日は、私のような若輩者にこのような貴重な機会をいたしましたことを、本当に心から感謝申上げます。
○参考人(森大樹君)	私は、日頃から、企業側に助言する立場として、消費者と企業をめぐる様々な紛争やトラブル、また契約書や利用規約の作成、改訂などについて関与させていただいております。そこで、そのような企業法務に携わる者の視点から、僭越でござますが、若干の意見を述べさせていただきたいと考えております。
○参考人(森大樹君)	御承知のとおり、我が国には、非常に眞面目に事業活動に取り組んでいるすばらしい企業が多数ござります。そして、事業者に対する規制を強化した場合には、その新しいルール、規範が不明確であれば、眞面目に取り組もうとする企業ほど、あれもやつてはいけないのではないか、これもやつてはいけないのではないかと考えてしまい、結果として不当な委縮効果を与える恐れがござります。
○参考人(森大樹君)	そして、そのような委縮効果は、イノベーションを阻害して、本来であれば消費者に提供できたはずの商品、サービスの提供を妨げる、そういう

ことにもつながりかねません。そのようなことは本改正法案に限るものではございませんが、消費者関連法の立法においては重要な視点だと考えておりますので、個別の条文に関して意見を申し上げる前に一言述べさせていただきました。

さて、前置きが長くなりましたが、本改正法案の内容について、条文ごとに、気になる点や賛成する理由について私見を述べさせていただきたい存じます。

まず、第三条の改正案については、從前から存在する努力義務の内容を明確化又は敷衍したものであると理解しておりますので、今回の改正案に賛成いたします。

第一項第一号については、商品、サービスの複雑化が著しい昨今、率直に申し上げまして、弁護士であったとしても、解釈について疑義が生じない契約条項を作ることは非常に難しくなっております。特に、契約の相手方として想定される消費者には、私たちの想像以上に様々な方がおります。また、日本に居住する外国人の方々も増えております。そのような現代の日本社会において、どのような消費者にとっても解釈について疑義が生じない契約条項を作ることは、理想的ではありますが、実際にはかなり難しいという実態も御理解いただければ有り難く存じます。

第一項第二号についても、必要な情報を提供すべきという規定の内容については全く異論ございません。事業者としてもできる限りそのように努めるべきだろうと考えております。

しかしながら、実際には、事業者として、大量生産、大量消費のケースなど、一人一人の消費者の個性に着目せずに販売活動を行っている場合もございます。つまり、条文で言うところの「個々の消費者の知識及び経験」を事業者として知らない事案もあるということです。この点、本改正案は、「消費者契約の目的となるものの性質に応じ」と定められておりますので、このような企業実務をきちんと踏まえて規定されたものだといふうに理解しております。

次に、第四条第二項の改正案において、「重大な過失」を要件として加えることについて意見を申し上げます。

このような改正は、事業者にとっては民事ルールの規制強化に当たります。しかし、私としては、この改正についても反対するものではございません。価値判断の問題として、第四条第二項が定めるような場面において、事業者に重大な過失があるときに消費者契約が取り消されるのはやむを得ないことだと考えています。ただし、重大な過失があるか否か、その判断は人によって大きく異なる場合があります。つまり、その解釈の幅は非常に広いものと理解しております。

私自身、消費者契約に関する事案ではございませんが、現在代理人を務めている訴訟で二件ほど重大な過失について争いになっている事案がござります。いずれの件についても、当事者間での主張は激しく対立しており、裁判所がどのような判断を下すのか、そう簡単に事前に予測できるものではございません。実務では、重大な過失と通常の過失、いわゆる軽過失の線引きは非常に難しいと感じております。

したがって、裁判所を何ら拘束するものではございませんが、消費者契約法を所管する消費者庁が重大な過失の有無について参考例を多数示すなどして、消費生活相談等の現場の実務が混乱を来さないように十分に御配慮いただこうことを望んでおります。

次に、第四条第三項第三号、第四号及び第五号の改正については、法制上やむを得ないと考えますが、規範的な文言や開かれた文言が幾つか用いられているため、少なくとも立法当時に考えられたその文言の意義を明らかにして、適用範囲が重大な過失の有無について参考例を多数示すなどして、消費生活相談等の現場の実務が混乱を来さないように十分に御配慮いただこうことを望んでおります。

結論としては、今、私が申し上げたような事例は、第四条の柱書きの「勧誘をするに際し」という要件を充足しないため、本号が適用されることはないと理解しておりますので、本改正案の内容はやはり妥当なものだと考えております。

第四条第三項第八号、第八条及び第八条の二につきましては、いずれも改正案の内容について賛成であり、私から特に付け加えさせていただくことはございません。

第五号については、「不安をあおり、」という要件が適切に設定されていることからしますと、すなわち、事業者が不安をあおるような行為をしない限り取消し権の要件を充足することはないということなどからしますと、真面目にビジネスを行つてゐる事業者であればまず問題になることのない規定であると思われますので、私としては、この改正案の内容についても妥当な規定になつているものと考へております。

また、第四条第三項第六号においても、いわゆる靈感商法に限定的に適用されるものであつて、社会通念上、我が国の社会において広く受け入れられているよう一般的な厄払いなどについては、「重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示して」という要件、又は「確実にその重大な不利益を回避することができる旨を告げる」という要件を充足しないものと考へておりますので、やはり規定の内容について妥当なものになつていて考へております。

次に、第四条第三項第七号について申し上げますと、この条項において典型例として想定されているのは、悪質商法を行つてゐるさお竹屋のような事案だと理解しております。そして、そのような事案について適用される規制を新設することは全くもつて正当だと考へております。しかしながら、例えば自宅内での水道管の破裂や急病人の治療など、至急の対応が必要な場合にまで本号が適用されるようなことがあつてはならないと考えております。

結論としては、今、私が申し上げたような事例は、第四条の柱書きの「勧誘をするに際し」という要件を充足しないため、本号が適用されることはないと理解しておりますので、本改正案の内容はやはり妥当なものだと考へております。

第四条第三項第八号、第八条及び第八条の二につきましては、いずれも改正案の内容について賛成であり、私から特に付け加えさせていただくことはございません。

このようないくには留意する必要があると考えておりますが、条文の内容面に着目すれば、例えば第八条の三の内容につきましては、後見開始等の審判を受けたことのみを理由とする解除権と規定されているところ、この「のみ」という要件が定められていることから、この「のみ」という要件が設定されていることからすると、適切な規定に設定されていると考へております。しかしながら、実務上は、様々な事業分野の消費者契約において、今なお、この条文の要件を満たすような条項がござりますが、消費者庁におかれましては、広く事業者、特に中小零細事業者に対する情報提供、啓蒙活動を行つていただきたいと考えております。

最後になりますが、私に与えられた時間が若干多く含め、消費者庁におかれましては、広く事業者に対する規制と誤解をして当該規定を使い統用いわれているケースが少なからず存在するのではないかと思われます。

したがいまして、事業者が、今回の改正を知らずに、有効な規定と誤解をして当該規定を使い統用いわれているケースが少なからず存在するのではないかと思われます。

そのような理解で検討されてしまうこともあるのかかもしれません。しかしながら、冒頭にも申し上げさせていただいたとおり、世の中には眞面目な事業者も非常にたくさんおります。消費者と事業者は必ずしも対立構造にあるものではないと考えております。

したがいまして、消費者利益の擁護及び増進を図ることの重要性は論をまちませんが、それとともに、適正な事業活動の推進は消費者の暮らしを物心共に豊かにするという、これもまた重要な消費者利益の実現に欠かせないものではないかと考えておりますので、是非、適正な事業活動を阻害しないようにといふことにも御留意をいただいた上で、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のために、是非とも委員の先生方にはこれからも御尽力いただきたくお願いを申し上げます。

そして、本日の議題となつてゐる消費者契約法

のようないくつかの問題がござりますので、三點ほどお伝えいたします。

まず初めに、現状の高齢者の消費生活相談の状況でございますが、高齢者に関する消費生活相談は依然として多く、中でも認知症等の高齢者の相談は依然として高水準にあります。高齢者全体では、条文の文言が拡張解釈されるケースも少なからず存在します。そのこと自体はもちろん司法裁判所においては、法律の趣旨及び目的を踏まえて、条文の文言が拡張解釈されるケースも少なからず存在します。そのこと自体はもちろん司法権の適正な行使であり、何ら異を唱えるようなものではありませんが、この国会で生まれた、作られた法律は、生みの親である皆様の手を離れて、その意図にかかわらず拡張解釈されることも十分にあるということを御理解いただきたく存じます。

そして、事業者が、消費者契約の内容を、その

解釈について疑義が生じない明確なもので、かつ消費者にとって平易なものになるように配慮することを努めるのと同様に、国会においても、できるだけ解釈について疑義が生じない、明確で、国

民にとって平易な分かりやすいルールを定めていただければと望んでおります。

これまで私の意見陳述を終わらせていただきま

す。

御清聴いただき、誠にありがとうございました。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます。

した。

次に、増田参考人にお願いいたします。増田参考人。

○参考人(増田悦子君) 公益社団法人全国消費者

活相談員協会の増田と申します。

今日は、このような機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

本協会は、自治体の消費生活相談窓口に勤務し

ます消費生活相談員を主な構成員としております。

会員は約二千名おります。本協会の事業として、週末電話相談室、団体訴訟室、そして消費者

契約を三本柱といたしまして、そうした中から相

談を、消費者の方からの生の声を受け付けて、そ

して、今日、ここで皆様の方に意見をお伝えした

いと思っております。

まず初めに、現状の高齢者の消費生活相談の状況でございますが、高齢者に関する消費生活相談は依然として多く、中でも認知症等の高齢者の相

談は依然として高水準にあります。高齢者全体で

は本人からの相談は約八割になりますけれども、

認知症等の高齢者からの相談は二割に満たないと

いう状況にあります。したがいまして、今後も引

き続き、周りの方からの見守りというものが大変

重要な一つになつてきているというふうに感じております。

スライドの四を御覧いただけますでしょうか。

高齢者の消費者被害の特徴でございます。

加齢とともに、それまで積み重ねてきた社会的

経験が経験として生かせなくなるといふことがあります。

判断力が低下している場合、契約して

いたことを忘れてしまったり、被害に気が付かないといふことがあります。家族に知られるなど叱られるから言わない、相談しない。また、独り暮

らしの場合、被害が発覚しにくいため、次々販売

となり、高額な契約につながるといふこともよく

ござります。生活に不安があるため、親切にされると頼つてしまふ。また、コミュニケーションが少ないため、近寄つてくる人に疑いを持たないことが多い。被害に遭つても、自分にも落ち度があつたと思い詰める傾向があり、被害回復のため積極的にならないといふことがあります。

こうした状況において、消費者契約法の改正を御審議いただき、本当に感謝申し上げます。同時に、早急に成立させていただきまして、私ども消費者生活相談の現場でしっかりと活用をしていきたいと強く願つております。

ただ、現実の問題として、消費生活相談において幾つかの問題がござりますので、三点ほどお伝えしたいと思います。

まず一点目でございますが、社会生活上の経験が乏しいことについて、一般的にはこの文言では中高年も対象となると解釈する方が大変難しいのではないかと考えております。そのため、消費者生活相談の現場で事業者に説得をするといふことは大変困難が予測されます。また、要件が複雑でございますので、適用範囲が狭くなる可能性が高く、活用できる事例がどれだけあるのかといふことも懸念されます。被害救済のためには、消費者相談員は、聞き取る力、法律の解釈と当てはめ、事業者への交渉、説得が不可欠です。今回の改正案を活用するためには、より高い技術が必要とされると考えております。

次に、消費生活センターにおいて相談を受け付けた場合の対応について少し御説明したいと思ひます。

まず、相談が寄せられた場合、被害回復のため

に、特定商取引法、消費者契約法、民法などの活用を考えます。その當てはめをするために相談者から聞き取りをするわけですが、全てをしつかり

話していく相談者というのはおりませんの

で、その詳細な聞き取り、要件に合うかどうかを

検討するための聞き取りが非常に重要ななります。その上で、法律の解釈をしつかり理解した上で検討するということになります。それを踏まえ

て、事業者の方に説得をすることになります。

消費生活センターに寄せられる相談というの

は、金額が少額でございます。最近はあつせん不調になるということも数多くありますけれども、実際に弁護士委任、あるいは裁判所に申入れする

というようなことは非常に少ない状況でございま

すので、消費生活相談の現場で解決できる、そ

して法律になつてほしいと思つております。消費

生活相談員、事業者、そして消費者の方たちに分かりやすい法律であつてほしいと思つております。

スライド七からは事例を御紹介しております。

高齢であるがゆえに生活に不安があり、人との関係が薄くなる状況において、長きにわたつて関係を築き、その間に次々と契約させるケースがございます。

この事例は、二十年以上にわたつて販売員や事業者と依存する関係が続き、次々と契約を重ねてしまつたケースです。高齢になりますと楽しみも少なくなりますので、事業者が開催する食事会やイベントに参加することは大変楽しかつただらうと思います。その商品が欲しいとか、必要性があるというよりは、事業者との関係を維持しないと現状の楽しみがなくなつてしまつということがあります。その商品が欲しいとか、必要性があるとされるべき商品が欲しくなるからです。

次の事例は、やはり二十年間、部分かつらの契約を繰り返していたという事例でございます。

毎月、地肌とがつらのメンテナンスで店に通っていました。美容院に行くのと同じですでの、販売員とのコミュニケーションは楽しかつただらう

と思います。ですから、新しい形のものはどうか、下取りに出すと安くなるなどと勧められて、

本当は断りたいと思っても、楽しみがなくなるとか、行かないとせつから買つたがつらのメンテナンスができないということから通つっていたものと推測されます。かつらが老後の生活を継続させ

るといふふうに思ひません。

また、スライド九の事例は、付け込み型勧誘の類型として、高齢者等の知識、経験、判断力の不足を不適に利用し過大な不利益をもたらす契約を勧誘するケースだと考えております。

自作絵画の出展契約や画集作成等の契約を複数していることが分かった。判断力が不足しておらず、記憶が定かでない。家に来訪しての契約と電話による勧誘のようだといううございます。

は、いずれも過量販売での取消しということになりますと、現場では争いがあるという、そういう可能性がある事例でございます。

スライド十を御覧いただけますでしょうか。

今回の改正内容についてお願ひしたいことでございます。

社会生活上の経験不足の不適な利用、不適に利用して、不安をあおる告知、恋愛感情等に乘じた人間関係の濫用をした場合に取り消し得るということを提案していただいております。本来であれば、この社会生活上の経験不足の要件は削除していただきたいと思っておりますけれども、もし削除が困難であるとしても、中高年へも適用されることを明確にしていただきたいと思います。

加齢等による判断力の低下の不適な利用についてですが、ここに著しいという文言が入っておりますので、これについて柔軟な解釈をお願いしたいと思います。高齢者の判断力の低下にはばらつきがござります。消費生活相談においては、日常のスーパーでの買物などは可能であっても、判断力については波がある状態の方が多くいらっしゃいます。まだ要介護認定の申請をしていない方、申請をしていたとしても要支援であつたり要介護一、二の方の相談が大変多いと思います。

それから、靈感等による意見を用いた告知についてですが、せつかく追加していただきましたので、是非とも活用したいと思つておきます。ただ、靈感、占い以外の適用も是非検討していただきたいと思います。例えば偽科学などのケースといたのもございますので、是非よろしくお願いいたします。

最後に、お願ひしたいことでございますが、消費生活相談においては消費者庁解釈や判例に基づき主張することになります。相談員が勝手な解釈で主張をするという反論があると思います。事業者を説得しやすい柔軟な解釈及びそれをしっかりと広報していただくということをお願いしたいと思います。

状況を利用した付け込み型勧誘とか平均的損害の立証責任の軽減について、今後の被害の状況を把握して、迅速な改正をしていただきたいと思います。

消費者契約法は、本来、消費者自身が活用できるものであるべきと考えております。事業者、消費者への周知をしっかりと行ってくださいと思ひます。そして、今後、消費者志向経営を目指す事業者においては、年齢や状況に応じた配慮を行っていただきたいと強く思っております。

最後に、消費生活相談員は高い技術が必要とされています。研修や消費生活相談の環境整備、地方消費者行政の強化もお願いしたいと思います。

以上でございます。本日は誠にありがとうございました。

○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございます。

次に、山本参考人にお願いいたします。山本参考人。

○参考人(山本健司君) 弁護士の山本健司と申します。本日は、このような意見を述べる機会を与えさせていただき、誠にありがとうございます。

私は、本日、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会の委員として消費者被害の救済に取り組んでおります。本日は、このような意見を述べる機会を与えていただき、誠にありがとうございます。

この法案は、我が国の消費者保護を一歩進める法案であり、今国会での成立をお願いしたいと思ひます。ただし、一部の要件については、専門調査会報告書の趣旨、内容に適合した解釈、適用範囲を明確にしていただきたいと思います。

第二は、四条三項三号及び四号の「社会生活上の経験が乏しい」という要件に関する意見です。

この要件は、専門調査会報告書には存在しなかつた要件です。専門調査会報告書では、不安をある告知や人間関係の濫用といった方法で合理的な判断ができない心理状態の下、消費者に契約をさせる行為そのものを不適勧誘行為として取消し権の対象としております。対象者の年代による法範囲の限定などは設けておらず、高齢者や中高年など若年者以外の者に対する法適用も念頭に置いております。

具体的には、添付の配付資料六、四枚目の表からになりますけれども、第三十一回専門調査会資料二抜粋のとおり、専門調査会において不安や家族の健康への不安をあおつて契約させるような行為である告知の具体的な事例として議論されていました問題事例は、就職への不安や頭髪への不安や家族の健康への不安をあおつて契約させるような行為です。これら就職への不安、頭髪への不安、家族の健康への不安といったものは若年者に固有の不安要素ではありませんし、これらの問題事例も若年者のみを対象とした事案内容ではありません。

また、添付の配付資料五、これは三枚目裏になりますが、専門調査会報告書抜粋、及び、配付資料七、五枚目の表からになります、第四十四回専門調査会報告書一抜粋のとおり、専門調査会において人間関係の濫用の典型例とされていました問題事例は、婚活サイトで未婚女性に近づきマンショングンを買わせるといった被害事例です。そして、添付の配付資料九、これは七枚目裏になりますが、国民生活センター報道発表資料のとおり、婚活サイト事案の被害者の多くは三十代、四十年代の女性であり、被害者の平均年齢は三十五・一歳です。人間関係の濫用は、このような婚活サイト事案の被害者等を典型的な救済対象として立案され

たものです。

さらに、添付の配付資料八、これは七枚目表になります、四十四回専門調査会議事録抜粋とのおり、専門調査会における議論では、人間関係の濫用の具体的な事例として、婚活サイト事案以外にも、高齢者の依存という人間関係を濫用して契約させた事例も含まれることが確認されておりました。

このように、専門調査会における議論及び報告書では、不安をあおる告知についても、人間関係の濫用についても、高齢者や中高年など若年者以外の者に対する法適用も念頭に置いておりました。

ところが、専門調査会終了後に、法案作成の過程で消費者庁により、「社会生活上の経験が乏しい」という要件が付加されました。もし万一、本要件が、不安をあおる告知や人間関係の濫用の規定による被害救済の範囲を若年者に限定するとか、若年者以外の消費者の被害救済を省後させるといった意味内容なのであれば、先ほど述べましたような専門調査会報告書の取りまとめ内容を逸脱した、極めて問題のある要件の付加であると言わざるを得ません。

もつとも、消費者庁は、この要件はそのような意味内容の要件ではないと説明をしておりました。具体的には、本年五月十一日の衆議院本会議における福井大臣の答弁のように、この要件が付加されても専門調査会で問題とされていた被害事案は基本的に全て救済される、高齢者等であつても、契約の目的と勧誘の態様との関係で本要件に該当する、靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、勧誘の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んでいた消費者であつても、一般的に本要件に該当するといつて説明がなされておりました。

確かに、「社会生活上の経験が乏しい」という要件の意味内容が、この衆議院本会議答弁のよう、悪徳事業者による消費者被害の被害者は一般的に本要件に該当するという意味内容なのであれ

ば、この要件があつても、先ほどの婚活サイト事案のような悪徳商法における三十代、四十年代の女性も問題なく保護できるのかもしません。ただ、そのような意味内容の要件であるということは、法文を一読しただけでは分かりにくいつう問題点は残るよう思います。

このように、法文の意味内容が分かりにくい「社会生活上の経験が乏しい」という要件については、三号、四号の規定の適用範囲を若年者に限定しかねない、専門調査会報告書で救済対象と位置付けられていた婚活サイト事案等の被害事案を問題なく全て救済できるのかについて懸念を生じさせたという意味において、本来的に削除が最も望ましい対応であると考えます。この点は、衆議院の参考人意見で河上前委員長や野々山弁護士も述べておられたとおりであり、私も本来的に同意見です。

しかし、もし諸般の事情から、「社会生活上の経験が乏しい」の削除がどうしても難しいという場合には、不安をあおる告知、人間関係の濫用による消費者被害の救済範囲を専門調査会報告書の取りまとめ内容から縮小、後退させる結果とならないよう、この要件に関する柔軟な解釈とその明確化が必要不可欠であると考えます。

具体的には、本年五月十一日の衆議院本会議における大臣答弁のように、この要件は柔軟に解釈されるべき要件であることや、悪徳事業者による消費者被害の被害者は一般的に本要件に該当するといった解釈指針を明確化しておいていたいただくことが必要不可欠であると考えます。

この点、衆議院における審議では、本要件に関する大臣答弁の内容が、五月十七日、五月二十一日の答弁で、悪徳事業者による消費者被害は、若年者であれば一般的に本要件に該当するという狭い解釈に修正されるという出来事がありました。

五月二十一日及び二十三日の衆議院委員会審議で問題となりました、添付の配付資料一、一枚目表の「大臣本会議答弁の修正について」と題された書面では、悪徳商法の場合の本要件の一般的な

該当対象を、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者から若年者に答弁修正した、これまでの柔軟な解釈よりも本要件の適用範囲が狭まつたという記載があります。

しかし、本会議での法案の内容説明にも反し、専門調査会報告書の取りまとめ内容にも反するこのような答弁修正なしし解釈変更は、手続的にも内容的にもあつてはならないものであると考えます。

また、この書面については、衆議院の参考人の意見引用が不正確、不相当であるという問題点や、もし仮に、この書面に記載されているような狭い解釈に答弁修正、解釈変更がなされたと仮定すれば、婚活サイト事案など重大事案の被害者が救済範囲から抜け落ちかねないという問題が生じてしまうようと思われます。

これらの点に関する参考資料として、添付資料四、二枚目裏の野々山参考人の意見書、配付資料二及び三、一枚目裏及び二枚目表の説明図面を、本日、委員会の皆様に配付させていただいております。時間の関係でこれらの書面に関する詳細な説明は割愛させていただきますが、御参照賜りますようよろしくお願い申し上げます。

幸いにして、このような大臣の答弁修正については、五月二十三日の委員会で大臣御自身により謝罪、撤回され、五月十一日の答弁内容が維持されました。また、その後の衆議院の委員会審議及び参議院の審議でも、五月十一日の本会議答弁をされました。また、その後の衆議院の委員会審議及び参議院の審議でも、五月十一日の本会議答弁を維持するという答弁が繰り返しなされており、その点は極めて重要なことだと思います。

一方、本要件を満たすのは若年者及びこれと同視すべき者であるという答弁については、もし仮に、悪徳事業者による消費者被害の被害者は一般的に本要件に該当するという五月十一日の答弁内容との整合性のない答弁内容なのであれば、問題

第三は、四条三項三号及び四号の「告げる」、「困惑」という要件に関する意見です。

実務への指針という観点から、専門調査会における論議の際に確認されていた、「告げる」という行為には默示に告げる行為も含まれること、「困惑」とは精神的に自由な判断ができない状況をいう広い概念であり、恋人商法に見られる幻惑といった表現の方がふさわしいような消費者が精神的に自由な判断ができるない心理状態も包含するものであることという要件解釈について、国会質疑や逐条解説で明らかにしておいていただきますよう、お願い申し上げます。

第四は、衆議院で新たに付加された五号、六号に対する意見です。

これらの規定は、原案より消費者保護を一步前進させるものであり、その立法に賛成いたしました。ただ、「著しく低下」という評価を伴う要件については、高齢者等の救済範囲を不当に狭いものにしないか懸念があります。高齢者等の救済範囲を不当に狭めることがないよう、「著しく」を削除するか、削除が難しい場合には、厳格に考えるべき要件ではないということを国会の附帯決議で明確にしていただき、そのような解釈と運用を消費者庁に逐条解説等で周知させていただきましたく、よろしくお願い申し上げます。

第五は、いわゆる付け込み型不当勧誘取消し権等に関する意見です。

添付の配付資料十、九枚目表になります、内閣府消費者委員会の答申書で喫緊の課題として付言の解釈問題について、本年五月十一日の衆議院本会議における大臣答弁のように柔軟に解釈されるべき要件であること、特に靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、一般的には本要件に該当するということを立法者である国会の意思として附帯決議で明確にしていただけます。

第三は、四条三項三号及び四号の「告げる」、「困惑」という要件に関する意見です。

実務への指針という観点から、専門調査会における論議の際に確認されていた、「告げる」という行為には默示に告げる行為も含まれること、「困惑」とは精神的に自由な判断ができない状況をいう広い概念であり、恋人商法に見られる幻惑といった表現の方がふさわしいような消費者が精神的に自由な判断ができるない心理状態も包含するものであることという要件解釈について、国会質疑や逐条解説で明らかにしておいていただきますよう、お願い申し上げます。

第四は、衆議院で新たに付加された五号、六号に対する意見です。

これらの規定は、原案より消費者保護を一步前進させるものであり、その立法に賛成いたしました。ただ、「著しく低下」という評価を伴う要件については、高齢者等の救済範囲を不当に狭いものにしないか懸念があります。高齢者等の救済範囲を不当に狭めることがないよう、「著しく」を削除するか、削除が難しい場合には、厳格に考えるべき要件ではないということを国会の附帯決議で明確にしていただき、そのような解釈と運用を消費者庁に逐条解説等で周知させていただきましたく、よろしくお願い申し上げます。

第五は、いわゆる付け込み型不当勧誘取消し権等に関する意見です。

添付の配付資料十、九枚目表になります、内閣府消費者委員会の答申書で喫緊の課題として付言の解釈問題について、本年五月十一日の衆議院本会議における大臣答弁のように柔軟に解釈されるべき要件であること、特に靈感商法等の悪徳事業者による消費者被害については、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であっても、一般的には本要件に該当するということを立法者である国会の意思として附帯決議で明確にしていただけます。

第六は、九条一号、平均的損害に関する消費者の立証責任の緩和に関する意見です。

専門調査会報告書で措置すべき事項とされながら、今回の法案に含まれていない九条一号、平均的損害に関する消費者の立証責任を緩和するための規定について、可及的速やかな立法措置をお願いいたしますといいます。

第七は、九条一号、平均的損害に関する消費者の立証責任の緩和に関する意見です。

専門調査会報告書で措置すべき事項とされながら、今回の法案に含まれていない九条一号、平均的損害に関する消費者の立証責任を緩和するための規定について、可及的速やかな立法措置をお願いいたしますといいます。

第八は、九条一号、平均的損害に関する消費者の立証責任の緩和に関する意見です。

専門調査会報告書で措置すべき事項とされながら、検討時間の不足等の理由によって継続検討事項とされた論点が少なくありません。それらの諸論点に関する検討の継続と、できるだけ早い追加措置の実現をお願いいたしたいと思います。

ここで私の意見陳述を終わらせていただきま

す。

御清聴いただき、ありがとうございました。
○委員長(三原じゅん子君) ありがとうございました。

した。

以上で参考人からの意見の聽取は終わりました。

これより参考人に対する質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○島田三郎君 自由民主党の島田三郎であります。

本日は、参考人の皆様には、大変お忙しいところをお越しいただきました。貴重な御意見をいたしました。

これから幾つかの御質問をさせていただきたいと思いますが、それぞれの先生方のお立場でお考えをいただければと思っております。

まず、今回の改正による追加される困惑類型についてお伺いいたします。

消費者契約法は、あらゆる取引分野の消費者契約について幅広く適用されるものであります。そして、消費者契約法は、民事ルールとして裁判において適用されるのみならず、消費生活相談の現場では事業者のあつせんにおいて活用されるほか、事業者が契約を締結したり勧誘を行う際の行為規範としても機能をいたしております。

また、消費者契約法の困惑類型には、一旦成立した契約を消費者が一方的に取り消すことができるという効果が与えられております。消費者契約法の適用範囲や機能、困惑類型の効果等を踏まえますと、消費者、事業者の双方にとって、その対象となる行為は事業者の不当性の高い行為ができる限り明確に規定されることが必要であると考えております。

こうした観点から、今回の改正法により追加される困惑類型について、企業法務に詳しい森参考人並びに消費生活相談に関わっておられる増田参考人のお考えをお伺いいたします。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

今、島田先生の方から御質問のあった、消費者契約法が裁判規範としても行為規範としても機能すること等から、本件の改正については不当性の高い行為をできるだけ明確にということについて、困惑類型の追加、すなわち第四条についての尋ねというふうに理解をしております。

私としましては、冒頭で意見陳述させていただきましたとおり、まさに島田先生のおっしゃられるとおり、事業者にとつても消費者にとつても、この法律のルールが明確なものになるということは双方にとって重要なことだと考えております。

もちろん、どうしても法律というものは、ある程度抽象的にならざるを得ない部分、一般的に規定しきしながら、結論から申し上げますと、冒頭申し上げましたとおり、今回の改正案は、様々な問題は、一定程度抽象的な文言が入っているとい

うこととは否定できませんが、全体として見たときには十分に行行為類型として明確化できているのではないかというふうに考えてございます。

○参考人(増田悦子君) 私、消費生活相談の現場におきましても、今回改正していただくことは大変うれしいと思っておりまして、感謝しております。

○参考人(増田悦子君) 追加していただいたことも併せて感謝しております。こういうものを使いまして現実には事業者の方たちとお話しを進めることができますのでよかったですけれども、やはり著しい判断力の低下などにつきましては、その著しいということに非常に幅がありますので、普通、本当に判断力が低下した高齢者の方たちというのは契約の場面というの余りないと思いません。そういう意味でいうと、そこの部分についての解釈は是非柔軟にしていただきたいと思つております。

○参考人(山本健司君) 御質問していただき、ありがとうございました。

島田先生からの御指摘のとおり、新たに五号、六号が付加されたことによって、消費者被害の救済範囲は広くなつたということは間違いないと思います。したがつて、これらの修正を付加していただきたことは大変すばらしいことであろうといふふうに思つております。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、幾つかの問題となる点などいうのはござりますので、「社会生活上の経験が乏しい」という部分をなくしたところでも、通常の良い事業者の方たちは当てはまらない行為だというふうに思つております。ですか

ら、こここの部分にとらわれることなく改正をしていただきたいというのが本当のところでございま

す。

○参考人(山本健司君) 御質問していただき、あ

ります。

衆議院においては、取り消し得る不当な勧誘行為として、加齢等による判断力低下に付け込む類型と、いわゆる靈感商法に関する類型が追加をされました。これらの類型は喫緊の課題である高齢者の消費者被害に対応するものであり、政府原案

による追加と併せて取り消し得る不当な勧誘行為が充実することになります。

消費者問題を取り組んでおられる山本参考人にお伺いいたします。

○参考人(増田悦子君) 追加していただいたことも併せて感謝しております。こういうものを使いまして現実には事業者の方たちとお話しを進めることができますのでよかったですけれども、やはり著しい判断力の低下などにつきましては、その著しいということに非常に幅がありますので、普通、本当に判断力が低下した高齢者の方たちというのは契約の場面というの余りないと思いません。そういう意味でいうと、そこの部分についての解釈は是非柔軟にしていただきたいと思つております。

○参考人(山本健司君) 御質問していただき、ありがとうございました。

島田先生からの御指摘のとおり、新たに五号、六号が付加されたことによって、消費者被害の救済範囲は広くなつたということは間違いないと思います。したがつて、これらの修正を付加していただきたことは大変すばらしいことであろうといふふうに思つております。

ただ、著しく判断力が低下したという、その法の「著しく」の運用が厳しくなり過ぎるとその法の範囲が狭くなり過ぎますので、先ほど意見で申し上げましたとおり、この要件については、少なくとも厳格に適用されるべき要件ではないというこ

とを解釈運用上で御注意いただく必要があるうか

うふうに思ひます。

○参考人(山本健司君) 御質問していただき、あ

ります。

それがもし難しいということであれば、先ほどお伝えしたとおりの解釈の柔軟化ということをお願いしたいと思つております。

く判断力が低下していない高齢者で、かつ悪徳商法の性格が靈感商法ではない悪徳商法の場合については、五号、六号の適用がないということになります。では、そのような悪徳商法についてどれが適用されるのかというと、やはり三号が適用されることはなると思います。

したがつて、その三号によつて抜け落ちたところが救済できるようにという観点からも、先ほど「社会生活上の経験が乏しい」という意義について、悪徳商法の場合は一般的に本要件に該当するという解釈がやはり重要になつてくるのではないかなどいうふうに思ひます。

以上でございました。

○島田三郎君 大分時間になりましたけれども、消費者契約法の今回の改正のように、法制度を充実させることは重要であると私は思つております。

しかし、消費者被害を効果的に防止するためには、法制度を充実させるだけではなく、既存の制度を含め消費者や事業者が活用できるようになります。

しかし、消費者被害を効果的に防止するためには、法制度を充実させて取り組むべき課題についてお三方にお伺いいたします。

○参考人(森大樹君) そうですね、法制度の充実として、消費者関連法に関しては、本年の消費者契約法の改正だけではなく、近年は、景品表示法の改正等、毎年のようにいろいろな法改正が立て続けにあり、事業者側としてもきちんとそれに対応しようということで、眞面目な事業者は取り組んでおります。

○参考人(森大樹君) そうですね、法制度の充実として、消費者関連法に関しては、本年の消費者契約法の改正だけではなく、近年は、景品表示法の改正等、毎年のようにいろいろな法改正が立て続けにあり、事業者側としてもきちんとそれに対応しようということで、眞面目な事業者は取り組んでおります。

当然、既存の制度について活用されているもの、たくさんあると思いますし、法執行の面でも消費者庁の方で従前と比べると活発になつていております。

いつたものをきちんと併せて活用することが極めて重要だと思っておりますし、事業者側は、そういうような行政の動きにきちんとウォッチをして、昔の感覚のままやつてゐるのではなく、消費者をきちんと見た経営をしていかないといけないのではないかなというふうに日頃から思つてお

ります。

○参考人(増田悦子君) 消費者教育というものが非常に重要なとおもっています。

それは、消費者に対する教育とともに、事業者の社員教育というのも非常に重要なとおもいますので、特に中小零細の方たちに対する事業者の法教育、消費者教育などを実施するということが非常に重要なとおもっています。

○参考人(山本健司君) 御質問いただき、ありがとうございます。

まず、不当な勧説行為の発生や拡散を防ぐという観点から、今御指摘ありました消費者教育という問題及び違法な不当勧説行為を規制するという行政規制というのは、これは片方で必要かというふうに思います。実際に起こってしまった被害を救済する、損害賠償請求権を認めるというふうな観点から、この消費者契約法のような民事ルール、これの充実をその一方においてまた整備する必要があるとおもいます。

それらの総合的な立法施策が相まって、先ほどから御指摘がありました適正な消費者取引市場というのが形成されるのではないかと、正直者がばかりを見ない、善良な消費者が保護され、かつ事業者が保護される、そういうふうな消費者取引市場が形成されるのではないかというふうに考えます以上です。

○島田三郎君 ありがとうございます。私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○若松謙維君 公明党の若松謙維です。今日は本当にありがとうございました。

私が仕事が公認会計士として、ちょっと弁護士じゃないんですが、商法、科目に入つております。商法科目を勉強する前にやっぱり民法を勉強しなくちゃいけないということで、当時は我妻先生の本を、契約法を何度も読んでもなかなかはつきり言つて分からないと、これが実態ではないかと思っております。

それぞれ参考人のお立場からも、例えば契約に

関する問題を明確化するとか類型化する、非常に難しいというお話を出た中で、今回の改正は、いわゆる民法の成年年齢引下げ、ここからきた契約改正、そういうふうに理解しているんですねけれども、そういう流れの中で、まず最初に森参考人

人と増田参考人にお話を聞きたいんですけど、先ほど森参考人、お話を聞いていたと、やはり企業側に、まあ立られたという言い方は失礼なんですが、弁護人というお仕事をしながらも、やはり消費者に配慮した、そういう継続といふんですか、社会の仕組みもうまくはいかない

という非常にいい説明をしていただいたと思うのですが、そういう何か、先ほど、第四条の第二項の、いわゆる消費者庁による解説、参考例の提示

私も言つたように、契約を類型化したりするといふのも、社会が変化しますので非常に難しいわけ

であります。そういう中、今後の解説なり参考

例、どこまで広げればいいのか、どこまで簡潔にすればいいのか、非常にバランスというのは難しい

ことだと思います。そういう意味でいうと、今後、年齢

や状況などに配慮する事業者の在り方というもの

に期待するところです。

参考例、いわゆるガイドラインといふんですか、これはやはり、いわゆる企業側に立たれる方々、また消費者側に立たれる方々、一緒に作成のとき

に参考していただくのが大事なのかなと思っていました。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、あ

りがとうございます。

私は自身、ふだんは事業者側の代理人としてやつ

そういう意味では、消費者契約法に限らずと

いう問題かもしれません、きちんと相互に理解を深めていくことが重要であるということは恐らくどなたも異論がないのではないかと思つておりますので、恐らく、私自身、別に事業者側を代表

するつもりで来たわけではないんですけども、事業者としてもそういうガイドライン作りのよう

なところに参画させていただく機会があるのであれば、それは大変有用だと思つています。

やはり、なかなか消費者側には伝わらない事業者の苦労というものもありますので、そういうふうにお話をさせていただきながら合意形成をしていくことは重要なプロセスだと考えてお

ります。

○参考人(増田悦子君) 今回の消費者契約法の専門調査会にも参加しておりますけれども、単なる規制だけではなく、事業者による消費者志向経営を目指す、そういう考え方に基づいて、その規制ではない部分も事業者が配慮するのであるといふ、そのところで非常に私も賛成したところでございます。そういう意味でいうと、今後、年齢や状況などに配慮する事業者の在り方といふもの

に期待するところです。

それと同時に、裁判だけでは解決できない消費者相談でござりますので、私どもが事業者の方に説明をするに当たっては、消費者庁がこう言つてはいますというような文言を事業者の方にファクスをして、私が言つているのではないということを説明しなくてはいけないものですので、そこでも事業者に理解していただくという場面も何回もあります。

○参考人(森大樹君) やはりインターネット上の、ネットでの情報で自分がどうございます。

私は自身、ふだんは事業者側の代理人としてやつておりますが、当然のことながら、一步私生活についておりましたが、そういうふうに考えております。

○参考人(若松謙維君) 今、お二人から御意見をいただきました。そういうふうなものを提供していただきたいとおもいます。

私は、仕事が公認会計士として、ちょっと弁護士じゃないんですが、商法、科目に入つております。商法科目を勉強する前にやっぱり民法を勉強しなくちゃいけないということで、当時は我妻先生の本を、契約法を何度も読んでもなかなかはつきり言つて分からないと、これが実態ではないかと思つております。

その上で、増田参考人にお尋ねしたいんです

が、どちらかというと、増田参考人の御説明は、いわゆる消費者センターですか、と高齢者の方といふんですかね。今回は、御存じのように、法律

改正は、要するに若年者に対するいわゆる恋愛感情とか又は就職等ですか、こういうところなんですねけれども、増田参考人から見られて、今回の法改正、いわゆるホットライン一八八ですか、こういったところもあるんだけれども、あと、衆議院の議論の過程で、本来の法案はまさしく若年者が中心だったんですけど、そこに高齢者とか靈感が入つてきたわけなんですかね。ちょっと

どういうふうに、改正というのは恐らく彼らでも、そういうふうに、改正といふのは恐らく彼らでも、増田参考人から見られて、今回の法改正、いわゆるホットライン一八八ですか、こういったところもあるんだけれども、あと、衆

議院の議論の過程で、本来の法案はまさしく若年者と zwar いつのところに参画させていただく機会があるのであれば、それは大変有用だと思つています。

やはり、なかなか消費者側には伝わらない事業者の苦労というものもありますので、そういうふうにお話をさせていただきながら合意形成をしていくことは重要なプロセスだと考えてお

ります。

○参考人(増田悦子君) 今回の消費者契約法の専門調査会にも参加しておりますけれども、単なる規制だけではなく、事業者による消費者志向経営を目指す、そういう考え方に基づいて、その規制ではない部分も事業者が配慮するのであるといふ、そのところで非常に私も賛成したところでございます。そういう意味でいうと、今後、年齢や状況などに配慮する事業者の在り方といふものに期待するところです。

それと同時に、裁判だけでは解決できない消費者相談でござりますので、私どもが事業者の方に説明をするに当たっては、消費者庁がこう言つてはいますというような文言を事業者の方にファクスをして、私が言つているのではないということを説明しなくてはいけないものですので、そこでも事業者に理解していただくという場面も何回もあります。

○参考人(若松謙維君) やはりインターネット上の、ネットでの情報で自分がどうございます。

私は自身、ふだんは事業者側の代理人としてやつておりますが、当然のことながら、一步私生活についておりましたが、そういうふうに考えております。

○参考人(森大樹君) 今、お二人から御意見をいただきました。そういうふうなものを提供していただきたいとおもいます。

私は、仕事が公認会計士として、ちょっと弁護士じゃないんですが、商法、科目に入つております。商法科目を勉強する前にやっぱり民法を勉強しなくちゃいけないということで、当時は我妻先生の本を、契約法を何度も読んでもなかなかはつきり言つて分からないと、これが実態ではないかと思つております。

その上で、増田参考人にお尋ねしたいんです

が、どうぞお尋ねください。

も必要だと思います。

○若松謙維君 ということで、今後また、ホットライン一八八とか、また、そういった他のいろんな相談窓口というんですか、恐らくネットワークも大事になってくると思いますので、またこれは詳しく委員会等で審議していきたいと思いますので、また必要に応じてアドバイスをよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、山本参考人にお尋ねいたしますが、今回の衆議院の改正で、いわゆる、当初の若年者への消費者契約法改正だったんですけど、高齢者又は靈感ということが入ってきたわけがありますが、先ほど、契約というのはとにかくいろんなパターンが考えられますので、それを類型化すると、いうのははつきり言つて非常に難しい。だからこそ、判例とか様々な、何というんですか、事例があるわけなんですねけれども、この消費者契約法の改正のちょっと在り方というものについて御意見いただければあります。が、結局、今回こういう形、例えば消費者契約法のいわゆる若年者に対する対応という形で入つて、結果的には高齢者又は靈感が入つたということなんですねけど、どういう形が法案改正のプロセスが一番いいかというの非常に結論が出ない話だと思うんですねけれども、いずれにしても、この消費者問題に関わっている山本参考人から、今回の法案の改正につきましてどんな御意見お持ちなのかと。

今後、これ毎年毎年やれ、改正しろといつても大まきつい話ですので、その、まあベストアンサートななかなか難しいんですけど、お答えできる範囲でアドバイスいたければと思います。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございました。

まずちょっと前提条件なんですねけれども、専門調査会が組成された原因は、平成二十六年八月に内閣総理大臣から消費者委員会に対して諮詢をいただいたということで組成されたんですが、その諮詢は、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めたとして社会経済状況の変化への対応を行うよう

にということで諮詢がなされました。したがって、中間取りまとめや第一次報告では、高齢化社会への取組ということが、あと情報化社会への取組というのが強く意識された報告内容になつておりました。途中から成年年齢の引下げというのも入つて、それの、もう途中から入つてきたと、そういう経緯だということをまず前提でお話しさせていただきたいと思います。

御質問に対する直截な答えなんですけれども、なかなか難しい御質問を頂戴したと思うんですけども、基本的に、抽象的な規定では、相談現場とか裁判実務とか、また企業さんも予見可能性がないなか持てないということがあるかと思います。その一方で、具体的な行為を列挙するだけでは穴ができてしまうことになると思います。

したがつて、現在、消費者契約法の不当条項規制がそうであるように、具体的な不当条項のリスト、プラス包括的な十条という受皿、不当条項規制というのがあるように、不当勧誘行為に関しても具体的な不当勧誘の行為を類型化して可能な限り提示した上で、やっぱりバスケット条項というか、一般条項ですね、というのを設けるというのが、その予見可能性と穴をなくすということを両立させるような立法方法ではないかと思います。

○委員長(三原じゅん子君) 申し訳ございません、時間ですでのおまとめください。

○参考人(山本健司君) 以上でございます。

○委員長(三原じゅん子君) 済みません、ありがとうございました。

○参考人(山本健司君) ありがとうございます。

今回の三号、四号というのは、合理的な判断ができるような心理状態に付け込んで契約させたケース、特にそういう状況を作出で、若しくは増幅させて契約させたという不当勧誘行為でござります。その一場面を具体的に法律にしていたいたと、いうことでありますかと想います。したがつて、それを包括するような付け込み型不當勧誘取消しに関する包括的な規律というのを受皿的に立法していただくというの、イタチごつこに

員と同じような趣旨だったんですけども、結局、今回の改正は、特に困惑類型というか、新たなものを追加をしていくことで、先ほど委員の指摘ではないけれども、切りがないと。だから、私は、先ほど山本参考人からお話をあつたように、包括的な、そもそも、これ法律でどこまでそういう細かいところについて要件を解釈してとか、今回も相当この要件の解釈をめぐつてとかいうところに時間を費やされているということがあるんですね。

調査会の考え方も少し、山本参考人、お話しをしていただいたんですけども、法律としてどこまでこれをやつしていくのかといふこと、ガイドラインなりというような部分でしっかりと分けていくというようなことも大切ではないかなと思うんですけれども、ちょっと先ほどの、お話し詳しくその辺りの、私の今の考えについて御所見があればお伺いしたいのですが。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございました。

○森本真治君 国民民主党・新緑風会の森本真治でございます。

○参考人(山本健司君) ありがとうございます。

今日は、参考人の皆様から貴重な御意見を伺いました。ありがとうございました。今後の審査に生かしていきたいというふうに思います。それぞれの参考人の方に質問の方もちょっとと考えておつたんですけども、最初に山本参考人には、情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めたとして社会経済状況の変化への対応を行つよう伺おうと思ったことがちょうど最後の今の若松委員

以上でございます。

○森本真治君 森参考人にお伺いしたいんですけども、今回、衆議院の議論、また、参議院でももう議論始まっておりますけれども、最大の今論点になつていて、これが、この社会生活上の経験の乏しいところをどう解釈するのかということにほとんどの時間が今費やされているということなんですね。

それで、先ほどの、森参考人は、事業者に対する萎縮効果の排除ということで、規範の明確化であります。当初、これ要件を明確化することによって、そのような予測可能性の確保を図ろうというふうな提案者の思いがあつたのかかもしれないですね。

けれども、今、この委員会での審議の中でも、むしろ逆にこの予測可能性を低めているのではないかと、この「社会生活上の経験が乏しい」ということで解釈もばらばらになつてしまつてですね。ところで、これ消費者だけではなくて、事業者の方もこの要件があることが今後大きな混乱を来すんじゃないかと私は考えるんですけども、森参考人にお聞きしたいと思います。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、ありがとうございました。

先ほども少し申し上げたと思うんですけど、この「社会生活上の経験が乏しいこと」ということが要件となつていて、第四条第三項第三号及び第四号については、規定の内容としては、眞面目にビジネスをしている事業者にとってはほとんど適用されれるようなケースはないだろうというふうに理解をしておりますので、その意味で、この文言について一定程度解釈を消費者庁の方から明らかにしておいていただければ、それほど過剰に心配する必要はないのではないかというふうに考えております。

ただ、他方で、元々この四条というものは、成り立ちとしては、民法に強制という規定があつ

て、その民法の強迫では拾えないものを消費者契約法の困惑類型という形で取り消せるようになりますので、元々は監禁ですか退去妨害とか、そういうようなことがこの困惑類型の中で取り消し得る行為というふうに規定されていたので、恐らくそれと同程度の悪質性のある行為ということです。こういうような趣旨の規定になつてはいるのかなとは思つていますが、条文としての明確性ということでおいえば、この文言だけからすれば必ずしも明らかでなかつたとしても、まさにこの国会での御審議、そして今後の消費者庁の逐条解説等によつてその意義を明らかにすることによって、条文の明確性というものは担保されるのではないかというふうに考えております。

○森本真治君 ありがとうございます。
ちょっとと消費者庁の方にも今後の審議でこの辺り確認したいと思うんですけど、今の先生のお考えでは、事業者にとって、この「社会生活上の経験が乏しい」というところは余り、何というか、要件として、私の、今の御説明ではなくてもいいんじゃないかというように解釈をしたので、そうすると、無用な混乱が起つてゐるんであれば、これがなくとも事業者側も予見性には何ら影響がないといふことでなくともいいんじゃないかといふよくなお考えでいいんですかね、これは。

○参考人(森大樹君) 済みません、言葉足らず
だつたかもしれません、恐らく多くの眞面目にビジネスをやつてゐる事業者にとって、このようないふことが問題になるなどビジネスはやつておられないのではないかという理解に立つておりますので、そうであれば、そのように眞面目に事業活動をやつてゐる事業者にとっては直接関係がないのかなというふうに考えておる次第です。

○森本真治君 ありがとうございます。
ちょっとと時間の方があつたので、最後に増田参考人に。

今日のお話は、高齢者のいろんな被害などのお話を伺いましたけれども、これもちょっとと、先ほ

ども若松先生ではないですけれども、やはり若年成人への対策ということですね。今回の民法の年齢の引下げにも関わつてということで、しっかりとこれをやつていかなければならぬというのもで、こういうような趣旨の規定になつてはいるのかなとは思つていますが、条文としての明確性ということでおいえば、この文言だけからすれば必ずしも明らかでなかつたとしても、まさにこの国会での御審議、そして今後の消費者庁の逐条解説等によつてその意義を明らかにすることによって、条文の明確性というものは担保されるのではないかというふうに思つていますが、

○森本真治君 ありがとうございます。
増田参考人は、今回の法改正の中で十分にその辺りが担保されているのか、私の理解では、「社会生活上の経験が乏しい」というところぐらいたが今回も若年層対策というようなことを受け取つたただれども、逆に、この文言に対しても多くの今議論がなされている部分で、これを取つたとしても若年成人対策という部分には特に影響がないというふうにお考えになられるのかということも、もう一つは、今後のその若年者対策の中で消費者教育ということは重要な課題としてあってやはり相談員の皆さんからのこれまでの知見というものをしっかりと若者の皆さんに、先ほど、若者の皆さんはなかなか相談に来てくれないんだつたら、相談員の皆さんなんかがもつと啓発活動をしていく、例えば学校、文科省なんかと連携をして、学校現場の教育などにも相談員さんたちの役割をどんどん担つてもらおう、そのための支援をし

ていくことなどを我々は考えるべきではないかというふうに思つておるんですけども、ちょっとと時間が余りないんですが、その一点についてお伺いしたいと思います。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、あと参考人(増田悦子君) 「社会生活上の経験が乏しいこと」以外にも、「恋愛感情その他の好意」については、相思相愛といふに思つていなくちゃいけないと破綻を告げるとか、そういう厳しい条件が付いておりますので、そういうものに該当するかどうかということを一つ一つ確認する必要があるというふうに思つております。

消費者教育については、是非とも全国の消費者活動相談員を活用していただきたい。私たちもそのつもりでおります。

○参考人(増田悦子君) 消費者契約法専門調査会におきましても、高齢者の依存する関係といふにつけては私も質問させていただき、それも該当するという回答をそのときには得ております。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、成年年齢が引き下げるということを前提としてお話をさせていただきますと、私も増田参考人と同じで、若年者の消費者被害が増えるだろう

す。今日は、貴重な御意見いただきまして、ありがとうございました。

いろいろ用意をしていたんですけど、もう全部やめまして、今、皆さんの御意見をお伺いをして、その上でお聞かせをいただきたいと思います。

冒頭、山本参考人からも詳しくあつたんですけども、大臣の答弁が衆議院の方でいろいろ二転三転をして、修正をしてというくだりがありました。具体的には山本参考人から示されていますけれども、この「社会生活上の経験が乏しい」は、元々はこれ高齢者も対象だというふうに本会議などではおつしやつていた、それが該当しないといふ形になり、それがまた修正されて該当し得るというふうに、こう変わつてしまつてます。

これ、言わば対象がやっぱり最終的に当初より

限定的になつてゐるんではないかと、こういう評価があるんですけども、山本参考人の御意見は先ほどお伺いをしましたので、森参考人と増田参考人、このことについての評価と課題のようなどをどのようにお考えか、お聞かせをいただきました。このようにお伺いいたします。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、あと参考人(増田悦子君) 「社会生活上の経験が乏しいこと」以外にも、「恋愛感情その他の好意」については、相思相愛といふに思つていなくちゃいけないと破綻を告げるとか、そういう厳しい条件が付いておりますので、そういうものに該当するかどうかということを一つ一つ確認する必要があるというふうに思つております。

それと、高額な契約をしやすくなりますので、やはりクレジット契約の与信であるとか消費者金融の貸付けの金額につきましては、やはり成人といつても収入が増えるわけではございませんので、その部分をしっかりと確認していただくことが非常に重要なポイントになるのではないかというふうに思つております。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、成年年齢が引き下げるということを前提としてお話をさせていただきますと、私が増田参考人と同じで、若年者の消費者被害が増えるだろう

したがいまして、今回、五月十一日に大臣が御説明された内容をそのまま維持していただきたいというふうに考えております。

○斎藤嘉隆君 ありがとうございます。
今件、参議院での議論のある意味で焦点だと思つてるので、今、増田参考人からもありましたけれど、当初の大蔵の答弁がどれくらい維持されているのかというのもまた確認をしていきたいと思います。

それから、今も冒頭御意見としてありました成年年齢の引下げについてですけれども、今の案だと、二〇一二年の四月からといたことですと、三年ちょっとと時間差があるというか、そういう状況の中でも、これ、パブコメの中身なんかを見ても、若年者の被害を防ぐために若干の周知期間を設けるべきだと、こういうものもあるんです。

一体、この十八歳、十九歳、特にこの年齢層に

対してどんな対応をしていくのが効果的であるのか、取消し権の付与という観点も含めてこの点について御意見を伺いたい。増田参考人、山本参考人、お願いできますか。

○参考人(増田悦子君) 現状の二十歳、二十一歳、二十二、三歳の相談、被害が十八歳、十九歳に下りてくるというのは当然に推測されることであり、かつ、その判断力につきましては、やはり経験が少ない分、より曖昧な判断になつてしまつて、このことまで私が意見を述べることが適切かと

いう問題はあるんですけども、最終的に、大臣として参議院の方で御答弁をされるのであれば、いろいろ糾余曲折はあつたのかもしれないですが、それが最終的には大臣としての御意見とすることにならうかと思いますので、それに従つて行政事務は運営されていくのではないかというふうに理解をしております。

○参考人(増田悦子君) 消費者契約法専門調査会におきましても、この部分をしっかりと確認してい

ます。

というふうに思つております。したがつて、それを回避するためには、まず消費者教育の充実というのと、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、若年者の知識、経験の不足に乗じたような不当な勧誘方法について行政規制の対象とするというふうな取組というのが一つ考えられると思います。

また、実際に起こつてしまつたときのために、取消し権の付与、損害賠償請求権、払ったお金の返還請求権を確保させてあげるための付け込み型不當勧誘取消し権の創設というのが必要になるんじゃないかというふうに思つています。

以上でございます。
○斎藤嘉隆君 今、山本参考人からもありました、また増田参考人からも先ほどありましたけれども、消費者教育の充実も非常に重要な課題だというふうに思つていますが、ただ、私は、このままいくと、条件整備も何も整わず、伴わず、ただ繰り返しになりますけれども、条件整備の整わない何々教育の充実というのは、極めて抽象的であつて、言い訳にしかならない。いろいろな形の教育と、いうのがそういう形で活用されてきたといふように思つていますけれども、これ、制度としてどのようにこの消費者教育を質的に充実させていくか、現行教育の中で、あるいは学校だけでないかもしれません、この件について御意見をお聞かせいただければと思いますが、もし御意見をお持ちでしたら御二方からいただきたいと思います。

○参考人(増田悦子君) 消費者庁の方から各教育委員会の方に、消費者教育については通知をしていただいていると承知しています。ただ、市町村レベルのところまで行つているのか、現場の職員のところまで、行動しなくてはいけないという認識まで行つているのか、というのは非常に懸念がござりますので、本協会におきましては、ある意味

ローラー作戦的に、各相談員ですね、地域の教育委員会の方に訪ねていって説明をするということを考えているような次第です。

トップダウンだけではなく、現場のレベルでの行動というのが必要ではないかというふうに思つております。

○斎藤嘉隆君 まだ時間がありますので、増田参考人に最後に。

今、地域の教育委員会とのやり取りも含めて言及いたしました。消費者教育推進法が施行され、今言われたような各地域でこの消費者教育の充実というの、肌感覚としては、ちょっとか。例えば、今の地域の教育委員会とのやり取りとか、そういうものがスムーズになつたとか、いろんな改善点はあるんでしょうか。

○参考人(増田悦子君) 肌感覚としては、ちょっと感じることができません。実際に訪ねていったとしても、消費者教育推進法は知つていてるけれども、というところで終わつて、本協会の活動としても、消費者教育、教育委員会とか学校と連携を取るというのが非常にテクニックが必要な状況になつています。

○斎藤嘉隆君 以上で終わります。ありがとうございました。

○大門実紀史君 大門です。

もういろいろ議論ありましたけれど、私、現場の消費者被害、マルチとかジャパンライフ、割と際どい問題やつてしまして、実は今回の消費者契約法そのものは、改正そのものは、何といいますか、正直言つて冷ややかに見ていたんです、これで何が解決できるのかなというふうにですね。例えばジャパンライフ問題なんかは、衆議院で若干の立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

しかししながら、専門調査会の議論では、なかなかその議論がコンセンサスを得られなかつたと。専門調査会は、基本的に全会一致方式なんですね。日弁連の改正試案、今回の配付資料でも最後に付けさせていただいているんですけど、それが立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

民法がそうありますように、消費者契約法といふのはもう少し包括的な定めであつていいのではないかというふうには、それは考えておりません。日弁連の改正試案、今回の中でも最後に付けていた大混乱して、結局この議論つて何だつたのかというふうに思うわけですね。

これはもう当然削除すべきだと思いますけれど、このことをめぐつてこういう膨大な時間を掛けてやつてきてますけど、本来はもっと基本的な包括的な救済ルールをもうちょっと、消費者委員会の答申にあつたように、もっと基本的なものを示すということさえやつてくれれば、現場で、ジャパンライフも含めて、消費者相談員の方々も含めて、もつと使える改正になつたんではないかと

約法というのは何なのかということからちょっと

違う方向に来ているんではないかなと思って、その点でちょっと大本のそもそもその話を伺いたいんですけど、消費者契約法というのは、もう御案内のとおり、包括的なルールでありますし、包括的な救済のルールを定めるものでありますから、本来でいえばもつと大きな、基本的なところで救済する仕組みを、きちっとした、現場で使えるよ

うな、そういうものを仕組みを示すというのにかかるかわらず、ところが類型を示していくというふうなことになつてきて、先ほど森本先生からもありましたけど、類型を示すと悪徳業者は必ずそ

の類型から外れる手段を、手口をまた考えますよね。だから、モグラたたきですね。こういうことばかりやつてきているわけですね。しかも、たたかぬきやいけないモグラが増えるということになるわけですね、狭くなりますがら。

私は、院内集会のときにも、今日は傍聴に来られておりますけど、消費者団体の方々にも申し上げたんですけど、消費者団体の方々、日弁連も含め、削除してくれとは言うんだけれど、削除しなければこうしてほしいとかですね、そういう問題なのかなと。私は、もうすっぱり削除をもつと強く何で求めないのかと思つたんで、もう結構厳しい言い方もさせてもらつたんですけど、やはり

り案の定、その後、衆議院で議論が始まつて、消費者庁は詰められて、それについて補足の答弁をやる、そうすると若干保守的なことを言つたりする、で、また大混乱して、結局この議論つて何だつたのかというふうに思うわけですね。

これはもう当然削除すべきだと思いますけれど、このことをめぐつてこういう膨大な時間を掛けてやつてきてますけど、本来はもっと基本的な包括的な救済ルールをもうちょっと、消費者委員会の答申にあつたように、もっと基本的なものを示すということさえやつてくれれば、現場で、ジャ

議論の仕方がちょっと違つてきているんではな

いかなというふうに思うんですけれども、その点で山本先生に、皆さんの中にも付け込み型に対する取消し権入っていますけど、本当はここを中心に行動というのが必要ではないかというふうに思つておられます。

トップダウンだけではなく、現場のレベルでの行動というのが必要ではないかというふうに思つておられます。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。また、重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。した

御指摘のとおりで、消費者契約法というのは刑法規や行政規制法じゃありませんので、それに

よつて刑罰権が発動されるとか行政処分がなされるとか、そういう法律ではございません。した

がつて、罪刑法定主義のような要件のぎりぎりとした詰めというのは必要なのかどうかというのには疑念があります。

民法がそうありますように、消費者契約法といふのはもう少し包括的な定めであつていいのではないかというふうには、それは考えておりま

す。日弁連の改正試案、今回の配付資料でも最後に付けさせていただいているんですけど、その立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

しかししながら、専門調査会の議論では、なかなかその議論がコンセンサスを得られなかつたと。専門調査会は、基本的に全会一致方式なんですね。日弁連の改正試案、今回の中でも最後に付けさせていただいているんですけど、その立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

かかしながら、専門調査会の議論では、なかなかその議論がコンセンサスを得られなかつたと。専門調査会は、基本的に全会一致方式なんですね。日弁連の改正試案、今回の配付資料でも最後に付けさせていただいているんですけど、その立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

かかしながら、専門調査会の議論では、なかなかその議論がコンセンサスを得られなかつたと。専門調査会は、基本的に全会一致方式なんですね。日弁連の改正試案、今回の配付資料でも最後に付けさせていただいているんですけど、その立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

かかしながら、専門調査会の議論では、なかなかその議論がコンセンサスを得られなかつたと。専門調査会は、基本的に全会一致方式なんですね。日弁連の改正試案、今回の配付資料でも最後に付けさせていただいているんですけど、その立法提案でもそういう民法の抽象的な法規になつております。

いうふうに私も思います。

以上でございます。

○大門実紀史君 例えば、増田さんに伺いたいんですけれども、ジャパンライフで例を申し上げますと、衆議院で川口さんが該当する例もあるみたいに言つていただきましたけど、ほとんど無理だとと思うんですね。ところが、答申にあつた、勧誘に応じさせる目的で緊密な関係を新たに築き、その関係が維持できないと言つて契約させると、これだつたらジャパンライフ救える可能性があるんですね。けれども、今回のように、恋愛感情のところですと、もうほとんどジャパンライフなんて救済できません。『恋愛感情その他の好意の感情』云々とか勧誘で『関係が破綻』と、ここまで言われちゃうないんじやないかと思うんですね。

今申し上げたかったのはそういう意味なんですけど、現場の皆さんが被害者を救済する、お年寄りを救済するときに大事なのはそういうことではないかと思うんですね、こういう細かいことに入つていくんじゃないなくて。その一点、いかがでしょうか。

○参考人(増田悦子君) 先生がおっしゃるとおりでございまして、条文を一つ一つ突き詰めて話合いをするというよりは、その方の状況を理解していただき、そして生活状況、それから経済的な状況、それから認識の状況、そういう判断力などを含めて全て包括的に説明をして、そして理解をしていただくというような作業を実際にはしております。

○大門実紀史君 私、ちょっと気になつたのが、消費者委員会と消費者庁の関係はどうなつていてるのかな。この消費者序をつくるときに、消費者委員会の役割というのは大議論があつて、内閣府とはいえど独立した機関で、総理大臣にも勧告でございました。そういうものにかかるといふことで、みんなの期待を抱つたのが消費者委員会であります。そういうことで私たちで議論したわけです。

それが、今回、その答申に入つたことが、先ほ

ど申し上げられていたことも含めて、幾つも重要な念を押した答申が出されたんですけれども、幾

つも消費者庁が法案化するときに、何といいますか、取扱選択しているとか、勝手に文言を加えて

いると。これは一体、消費者庁をつくるときから関わらせてもらいましたけれど、この九年ですかね、どういう関係になつてしまつたんだろうと。

消費者庁つてそんなに偉いところなのかと。消費者委員会の答申をすごく簡単に取扱選択とか、も

ちろん全部やれとは言いませんけれど、こんなに

前委員長から抗議を受けるぐらいの取扱選択をしていいのかというふうに思つんですかね。

○参考人(山本健司君) 今現在、両庁がどういう

御関係になるのかというの、それは私には

ちよつと、済みません、分かりかねますので、能

力を超えることすれども、適正な市場の実現

と消費者被害の適正な救済に向けて、本来相携え

て御尽力いただくべき二つの庁であるというふ

うに認識をしております。

以上でございます。

○大門実紀史君 まあ委員会で議論すべきことかな

など思いませんけれども。

森さんに伺いたいというふうに思います。

○参考人(森大樹君) 真面目な事業者は今回の改正はオーケーですと

いうことなんですねけれども、消費者委員会、調査

会等の議論では、例の平均的な損害額の立証責任

の問題で推定規定のことが議論されて、これは事

業者の方も含めて議論して、ものなんですが、

消費者の方も含めて議論して、ものなんですが、

場面で難しいことというのは、私自身も弁護士の活動として直面しております。

既に事業としてある場合はまだいいんですけれども、バックデータがあるので、これから新しい

事業を始めようというときに、いろいろな事業者としては事業計画を描いて、利益がこれぐらい出

る、売上げがどれぐらい出る、長期的な契約でこ

れぐらいやっていくと、そういうものを出すんですね。

でも、その中に実際にどれぐらい解約が出るのか

というのは事業をやつてみないと分からぬよう

な側面もございまして、自分たちとしては商品、サービスの質に自信を持つて提供するんだけれども、結果的に思つていたよりも解約が多かつたと

か、市場の環境が変わつて、最初は自社しかなかつたのに同業他社が参入してきてどんどん変わつてしまつたとか、実はそういったことが

あって平均的な損害を算出するというのが非常に難しい場面というのもございます。

そういうことも含めて、平均的な損害について、あと、同業他社のデータを会社が持つていて、そこ

の在り方については、私の理解では今後も引き続

き検討ということだと思いますので、事業者側か

らも本当に、真面目にやつている事業者がどう

いった点で苦労しているのか、こういうふうになつてしまつたと、どういうふうに困るのかといふこと

とをやっぱり具体的に説明をした上で、相互に理

解を深めていくことが重要ではないかと考えております。

○大門実紀史君 終わります。

○参考人(片山大介君) 日本維新の会の片山です。

三人の先生方、どうもありがとうございます。まことに

私も少しかぶるところあるかもしませんが、御容赦いただければと思います。

まず、森参考人にお伺いをしたいんですが、今

回焦点になつてゐる社会生活上の経験不足のこと

の話、第三号、第四号のところで、やむを得な

いとおつしやられて、あと、意義を明らかにして

というふうにおつしやられたんですけど、こここの

意味がちょっと少し分からなかつたので、教えていただけますか。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、あ

りがとうございます。

お尋ねの件は、第四条第三項第三号及び第四号についてかと思つております。ここについては、

私自身は、要件の設定が適切になされているの

で、総合的には事業者にとつても問題のない規制

だとうふうに考えております。

先ほど、冒頭の意見陳述で申し上げたのは、第

五号について、「不安をあり、「」というような行

為要件が定められているので、それで問題ないの

ではないかといふように申し上げましたが、第三

号、第四号についても、「社会生活上の経験が乏

しいことから」という要件も加わっております。

が、そのほかにも様々な要件が定められておりま

すので、そのような規定の内容を踏まえれば特に

問題はないのではないかと考えております。

○片山大介君 それで、その三号、四号なんですけれども、いろいろとぶれたところはあつたんで

すが、そのほかにも様々な要件が定められておりま

すので、そのような規定の内容を踏まえれば特に

問題はないのではないかと考えております。

○参考人(森大樹君) それで、その三号、四号なんですけれども、いろいろとぶれたところはあつたんで

すが、そのほかにも様々な要件が定められておりま

すので、そのような規定の内容を踏まえれば特に

問題はないのではないかと考えております。

意味がちょっと少し分からなかつたので、教えて

がござりますので、そういうものを踏まえて裁判所が適切に御判断をされるのではなかろうかと、いうふうに考えております。

○参考人(増田悦子君) 消費生活相談の現場では、必ずしも取消しという結果につながるということがあります。やはり、幾らこの条文に当たることはあります。やはり、幾らこの条文に当てはまるといつたとしても、結局は合意解約といふようなことになることが結構多くあります。したがいまして、反論を受けたとしても何とか説得をするということになるわけですから、やはり、不安をあおっているのかとか、それから破綻することを告知しているのかとかいう、その一つ一つに対しても反論があるといふことは容易に推測ができます。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。 「社会生活上の経験が乏しい」という要件について複数の解釈があり得るとすれば、現場はそれをどちらに基づいて解釈すればいいんだろうかということがあります。いずれ裁判で片は付くのかも分かりませんけれども、それまでの間、混乱は続くと思います。

したがいまして、そのような混乱が起こらないよう、今、御答弁の中では、五月十一日の本会議答弁は維持しているんだというふうなお話をなっているかと思いますので、それが維持されているのであればそれが解釈の指針になるはずであつて、その点を参議院の今後の議論において明確にしておいていただきたい、附帯決議や逐条解説でこういう要件なんだよということを明らかにしておいていただきたいなと思います。それに基づいて実務は動いていくんじゃないかと思います。

以上です。

○片山大介君 それで、今、ちょっとこれもまた森参考人になっちゃうんですが、逐条解説のお話をされましたか、それで、逐条解説でこれを全てが網羅できるのかと、あとは、最後は裁判でとおっしゃったんですけど、やっぱり裁

判まで行くケースというのもそんなに多くはないですね。だから、裁判で白黒と言われても、そ

こまで行かないケースもある。この二つのことについてははどのようにお考えか、お伺いしたいんですが。

○参考人(森大樹君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

確かに、片山先生御指摘のように、逐条解説で全てが網羅できるというのは、なかなか現実として、様々な解説も含め、事例も含め多数掲載していただっこことで、そこに、何というか、共通の考え方というか基盤というものは見出しができます。

「社会生活上の経験が乏しい」という要件について複数の解釈があり得るとすれば、現場はそれをどちらに基づいて解釈すればいいんだろうかと、いふことになるかと思います。いずれ裁判で片は付くのかも分かりませんけれども、それまでの間、混乱は続くと思います。

したがいまして、そのような混乱が起こらないよう、今、御答弁の中では、五月十一日の本会議答弁は維持しているんだというふうなお話をなっているかと思いますので、それが維持されているのであればそれが解釈の指針になるはずであつて、その点を参議院の今後の議論において明確にしておいていただきたい、附帯決議や逐条解説でこういう要件なんだよということを明らかにしておいていただきたいなと思います。それに基づいて実務は動いていくんじゃないかと思います。

以上です。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

最大の争点になつてゐるのが「社会生活上の経験が乏しい」という要件に関してかと思ひますけれども、望みますことは、絶余曲折はあつたけれども、衆議院本会議の五月十一日の大臣の答弁というのが今も生きていて、それがこの法律のこの要件の基準になるということを明確にしていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○片山大介君 まだ時間あるので。

それで、もう一つ聞きたいのは、修正案で追加になった五号と六号なんですか、これ著しい判断能力の低下といふところが少しポイントにもなつてゐるんだけれども、五号、六号についての評価、そして、これである程度きちんと救えられるのかどうか、ここについての判断をそれぞれお

さつてあるんですけれども、その審議での皆さんから見て求めること、それで、あと、この法案を世に出すとしたらこうしてほしいという御希望があれど、それぞ三人事で伺いたいんです

が。 これは、その自己決定の基盤になる部分が判断力だつたものとして最終的には受け入れることになりますので、やはりその基準の明確化ということを望んでおるところでございます。

○参考人(増田悦子君) 消費生活相談の現場で使いたい立場としても、そこは本当に充実していたい立場としても、そこには本当に充実していただきたいということを強く望んでおります。

もう一つ、全てが裁判に行くわけではないといふのはまさに御指摘のとおりで、そこは事業者側から相談を受ける代理人弁護士もきちんと考へなければいけないことだと思つております。事業者の利益のために、一方的にその取り得る、多少無理な解釈といふ強引な解釈で突っぱねてしまふ、それでいけば提訴はされませんよ、そういうふうなアドバイスをするのではなくて、きちんと市場で受け入れてもらうために、日本という国の中でもマーケットでやっていくためにはどういう在り方が正しいのかということをきちんと考へた上で、企業にとって眞の利益になるような、そういう

思ひます。消費者がどう考え行動するのかといふこと、それによってこういう事例があつたことは逐条解説にも適宜反映していただけます。それを理解していただくのが事業者の在り方ではないかというふうにも思ひますので、そういうことも含めて御検討いただきたいといふふうに思ひます。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

最大の争点になつてゐるのが「社会生活上の経験が乏しい」という要件に関してかと思ひますけれども、望みますことは、絶余曲折はあつたけれども、衆議院本会議の五月十一日の大臣の答弁と

いうのが今も生きていて、それがこの法律のこの要件の基準になるということを明確にしていただきたいといふふうに思ひます。

以上です。

○参考人(山本健司君) 「著しく」というのは評価を伴う要素ですので、どういうふうに運用されるのかというのに關しては危惧はございます。

元々、高齢者等の判断力の減退に乗じた不安をおぼる行為であれば、既に不当性は高い行為類型ではないかというふうに思います。したがつて、「著しく」という要件で保護が否定されるのは、かなり例外的な場面と考へるが相当なのではないかと思ういます。認知症に至らない高齢者などでも除外されず救済されるということを明らかにしておいていただきたいなというふうに思ひます。

以上です。

○片山大介君 まだ時間あるので。

それで、もう一つ聞きたいのは、修正案で追加になった五号と六号なんですか、これ著しい判断能力の低下といふところが少しポイントにもなつてゐるんだけれども、五号、六号についての評価、そして、これである程度きちんと救え

伺ひして、終わろうかと思ひます。

○参考人(森大樹君) 五号及び六号については、いかと考へております。

確かに、「判断能力が著しく低下している」ということについてどう受け止めるのかと、いうのはいろいろあるとは思つてますが、ここは高齢者の方の自己決定がどこまで認めるかということで、非常に本来難しい問題だと思います。もちろん、その自己決定の基盤になる部分が判断力だつたものとして最終的には受け入れることになりますので、やはりその基準の明確化ということを望んでおるところでございます。

○参考人(増田悦子君) 消費生活相談の現場で使いたい立場としても、そこは本当に充実していただきたいといふふうに思ひます。事業者の法制度からしますと、そういうふうなことが一つの重要な実務指針になることは間違ひがないと思います。どうして、そこまで行つても限界はござりますけれども、今の我が國の法制度からしますと、そういうふうなことがと考へておりますので、逐条解説における充実化と、いうことを私自身も企業側でよく代理人をして、事業者の在り方を理解していただきたいところもあるかと、いふふうに思ひます。消費者がどう考え行動するのかといふこと、それによってこういう事例があつたことは逐条解説にも適宜反映していただけます。それを理解していただきするのが事業者の在り方ではないかというふうにも思ひますので、そういうふうに思ひます。

○参考人(増田悦子君) 著しいという部分については、例えば銀行に行つてお金を下ろすとか、それから署名をするとか、そういうことができる方のことを著しい判断力の低下というふうにいうの

ことは思つておらず、この条文は適切な内容かというふうに考へております。

○参考人(増田悦子君) 著しいという部分については、例えば銀行に行つてお金を下ろすとか、それから署名をするとか、そういうことができる方のことを著しい判断力の低下というふうにいうの

ことは思つておらず、この条文は適切な内容かというふうに考へております。

○参考人(増田悦子君) 「著しく」というのは評価を伴う要素ですので、どういうふうに運用されるのかというのに關しては危惧はございます。

元々、高齢者等の判断力の減退に乗じた不安をおぼる行為であれば、既に不当性は高い行為類型で

はないかというふうに思います。したがつて、「著しく」という要件で保護が否定されるのは、かなり例外的な場面と考へるが相当なのではないかと思ういます。認知症に至らない高齢者などでも除外されず救済されるということを明らかにしておいていただきたいなというふうに思ひます。

以上です。

○片山大介君 まだ時間あるので。

それで、もう一つ聞きたいのは、修正案で追加

になつた五号と六号なんですか、これ著しい判断能力の低下といふところが少しポイントにもなつてゐるんだけれども、五号、六号についての評価、そして、これである程度きちんと救え

るのかどうか、ここについての判断をそれぞれお

とうございます。

○片山大介君 終わります。ありがとうございます。

○福島みづほ君 社民党的福島みづほです。

今日は、三人の参考人の皆さん、本当にありが

この「社会生活上の経験が乏しい」というのは、削除すべきではないかと思つています。というのは、豊田商事の場合も、それから、私自身も担当したんですが、豊田商事の残党が行つた抵当証券の大詐欺事件の裁判でも、様々な消費者被害の方たちは決して社会生活上の経験が乏しいわけではない、むしろそこそこ少しお金を持つて何かをやろうとしている人で、社会生活上経験が乏しいから詐欺に遭うというのは、私は余り、そう実は思つていません。

だまされる人は、というか、向こうは、敵はさる者というか、もうちょっと、人が何を望んでいるかで見事にやるわけで、この委員会でもかばちやの馬車のことを、あれは消費者被害と言うかどうかは別にしても、被害に遭つている人たちは結構ビジネスマンであつたり収入がある程度あります。お金が全くない人をだまそうとはしないわけ、「社会生活上の経験が乏しい」これは削除をするか、少なくとも、一万歩譲つて、この要件は誰でも、中高年でも誰でもどこか社会生活上の経験が乏しいんだ、だからだまされるんだという認識に立つべきではないかと、このとついて、増田参考人、山本参考人、いかがでしょうか。

○参考人(増田悦子君) まさしく福島先生のおっしゃるとおりだというふうに思つております。今は少なくなつておりますが、ビジネスマンに対する資格商法というのは、まさしく社会生活上の経験がきちんとあつた方に対しても大きな不利益を与えたものですし、それから、非常に、会社の社長とかされていた方がリタイアされてから紳士録などの契約をするようなケースもございました。そういう方たちは社会生活上の経験が不足していたからということではないというふうに考えておりますので、誰でもがそういう場合に、側面があるというふうに考えております。

○参考人(山本健司君) 御質問いただきまして、ありがとうございます。

私も、福島先生の御指摘はまさにそのとおり

じやないかなというふうに思つております。先ほどの意見のときにも申しましたけれども、本来的には削除が最も好ましい対応であろうというふうに思ひます。ただ、もし諸般の事情からこれが現状ではなかなか削除は難しいということであれば、被害救済の阻害要因にならないような解釈指針を明確にしておいていただきたいというふうに思ひます。

その点、本日の別冊資料の一枚目に添付させていただきました五月十一日本会議のもとむら議員に対する大臣の答弁、悪徳商法等の、悪徳事業者による消費者被害については、勧説の態様に特殊性があり、通常の社会生活上の経験を積んできた消費者であつても、一般的には本要件に該当する指針なのではないかなというふうに評価をしております。

もし残すのであれば、このような要件で、悪徳事業者を利するような要件にはならない、ちゃんと

と救済ができるということについて明確化しておいていただきたいなというふうに思ひます。

以上でございます。

○福島みずほ君 増田参考人にお聞きをいたします。

元々、「社会生活上の経験が乏しい」というのがあって、一般的には若者を対象に考へているのかなど、と言つちやいけないです、これは広い概念ですから。もう一つ、衆議院の修正で「加齢又は心身の故障」というのが入つたので、たゞ、「社会生活上の経験が乏しい」ということを万が一狭く解釈すると、若者と高齢者と障害のある人などはこの救済になるけれど、問の中高年層が、ばがつと抜けてしまうんですね。

しかし、本当はそこが一番ターゲットになると、いうふうに思つておりますが、加齢又は心身の故障によつて重なるんですが、先ほど森参考人も、ま

かつてしまつたよつて言うと思うので、その両

者、客体の限定の問題と、それから行為の限定についての御意見を、増田参考人、教えてください。

○参考人(増田悦子君) 現場で消費生活相談員がこの条文どおりに消費者に聞き取りをするという

ことになれば、もう本当に適用される場面と、いうのは少ないと思います。

その消費者が本当にどういう状態だったのかと

ないですよ、この原告の人はつて言ひますよ。サラリーマンだし、例えば主婦でNGO活動やつているし、若いけれども高校卒業して頑張つて働いているし、社会生活上の経験全く乏しくないです。すると、これ、実際の裁判例や消費者の実際の相談で救済するときに、これを狭く絶対に解しようがないと思うんですが、いかがでしようか。

○参考人(増田悦子君) 本当にそのとおりだと思います。現場ではそういう反論が簡単に予測されますので、それをどうやって押し戻すかということが大変苦労する場面だというふうに思ひます。その解釈の仕方については広くしていただく必要が絶対にあると思つております。

○福島みずほ君 それともつながるんですが、誰が客体なのかという問題と、どのような行為を消費者契約法まさに取消しができるというふうに決めるかといったときに、今回、結構、修正もそ

うですし、こうこうこうこう、こういう場合と、行為を結構特定していますよね。

そうだとすると、相談員として話を聞くときも、本当にこういう不安を抱いていましたか、その不安があおられたと思いますかと、こう言うと非常にやつぱり限定をされるというふうにも思つたのですが、それにプラス社会生活上の経験だと、誰も私は社会生活上の経験が乏しいですって言う人いないと思いますよ、自分からは。相手は必ず、この人、社会生活上の経験十分ありますよ、乏しいなんてそんなことは言えませんよ、十分分かっていまつたよつて言うと思うので、その両

者、客体の限定の問題と、それから行為の限定についての御意見を、増田参考人、教えてください。

○参考人(増田悦子君) 今日も話が出ておりますが、加齢又は心身の故障により判断力が「著しく低下」なんですが、

「著しく」というのは私も削除すべきだと思いますが、増田参考人、いかがでしようか。

○参考人(増田悦子君) 先ほどもお伝えしましたけれども、著しい判断力の低下というのがどうい

うレベルのことをいうのかとということを十分に考えていただきたい。やはり、自分で契約書を読むことができ、かつ署名ができる、お金を下ろすこと

ができるという人のことを一般的に著しい判断力の低下というのか。だけれども、契約をするといふことは、契約をしてしまつたということはそれ

をしてきたわけですから、そのときの判断力の低下の波があるということをきちんと考えていただきたいと思います。

○福島みずほ君 時間ですので終わります。ありがとうございます。

○委員長(三原じゅん子君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございました。本委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。(拍手)

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

平成三十年六月二十二日印刷

平成三十年六月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局